

総則	法第 2 条	作成（改訂）日
	準耐火建築物	令和 4 年 3 月 1 日 （令和 7 年 4 月 1 日）
準耐火構造が要求される建築物の バルコニーの床の仕様（DR）について		
準耐火構造が要求される建築物の下階が屋内であるバルコニーの床（避難経路となる部分を除く）は準耐火構造が要求される屋根として扱い、当該部分に DR 認定の材料を使用する場合の取扱いとは下記の通りとする。 準耐火構造の屋根は平成 12 年建告第 1358 号第 5・一・八で不燃材料が要求されている。DR 認定は平成 12 年建告第 1365 号において定められる防火地域または準防火地域における屋根の認定であり、必ずしも不燃材料であるとは限らない。そのため、<u>DR 認定の材料だけでは準耐火構造の屋根には該当しない</u>。 ただし、DR 認定材より下に平成 12 建告第 1358 号第 5・一・八で定められた不燃材料等が使用されていたり、屋内側の部分または直下の天井に所定の防火被覆が設けられていれば、これと同等とみなすことができる。 なお、準耐火構造が要求される建築物の下階が屋内であるバルコニーの床で避難経路となる部分は、準耐火構造が要求される<u>床および屋根</u>として扱い、各々の耐火性能を満たす必要がある。 DR 認定材 バルコニー 平成 12 建告第 1358 号第 5・一・八で定められた不燃材料等 屋内 平成 12 建告第 1358 号第 5・一・八で定められた防火被覆等		
技術的助言など		
参考文献など		